

[定] 2－1－1 弘前市防災会議条例

平成18年2月27日
弘前市条例第215号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、弘前市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 弘前市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画その他水防に関する重要事項を調査審議すること。
- (4) 前2号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充て、その定数は、35名以内とする。
 - (1) 指定地方行政機関（法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。以下同じ。）の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 青森県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 弘前地区消防事務組合消防長
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 弘前市教育委員会教育長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関（法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。以下同じ。）又は指定地方公共機関（同条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。以下同じ。）の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織（法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。）を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) その他市長が必要と認めた者
- 6 前項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、青森県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(庶務)

第5条 防災会議の庶務は、経営戦略部防災安全課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関する必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年2月27日から施行する。

附 則（平成24年3月22日弘前市条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日弘前市条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

[定] 2-2-1 弘前市災害対策本部条例

平成18年2月27日
弘前市条例第216号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、弘前市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関して必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年2月27日から施行する。

附 則（平成25年3月22日弘前市条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

[定] 4-2-1 災害救助法の適用基準

(県健康福祉部健康福祉政策課)

① 災害救助法の適用基準の内容

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助は、市町村の区域を単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被害者が現に救助を要する状態にあるときに行われるものである。

ア 原則として同一原因の災害によるものであること。

イ 本法による救助の要否は、市町村の区域を単位に判定するものであること。

ウ 市町村の区域を単位とする被害が次のいずれ（（ア）、（イ））かに該当するものであること。

（ア）市町村の区域内の住家が滅失した世帯数が、次のいずれ（A・B・C・D）かに該当する場合

A 住家が滅失した世帯数が当該市町村の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること。

（災害救助法施行令（以下「令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号）

（令別表第 1）

市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	40 //
15,000 //	50 //
30,000 //	60 //
50,000 //	80 //
100,000 //	100 //
300,000 //	150 //

B 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第 2 に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の令別表第 3 に示す数以上であること。

（令第 1 条第 1 項第 2 号）

（令別表第 2）

都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000 人未満	1,000 世帯
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	1,500 //
2,000,000 //	2,000 //
3,000,000 //	2,500 //

（令別表第 3）

市町村の区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000 人未満	15 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	20 //
15,000 //	25 //
30,000 //	30 //
50,000 //	40 //
100,000 //	50 //
300,000 //	75 //

C 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること。

（令第 1 条第 1 項第 3 号前段）

（令別表第 4）

都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000 人未満	5,000 世帯
1,000,000 人以上 2,000,000 人未満	7,000 //
2,000,000 //	9,000 //
3,000,000 //	12,000 //

D 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、市町村で多数の世帯の住家が滅失したものであること。

(令第1条第1項第3号後段)

府令で定める特別な事情とは、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合（内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（以下「基準府令」という。）第1条）であり、具体的には次のような場合であること。

- a 被害地域が他の村落から隔離又は孤立しているため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合
- b 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊な技術を必要とする場合
- c 水害により、被災者が孤立し救助が極めて困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合

(イ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、府令で定める基準に該当する場合

(令第1条第1項第4号)

府令で定める基準とは以下のとおりである。

A 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とする場合（基準府令第2条第1号）で、具体的には次のような場合であること。

- a 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受け避難生活を余儀なくされる場合
- b 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合

B 災害にかかったに対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とする場合（基準府令第2条第2号）で、具体的には次のような場合であること。

- a 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
- b 火山噴火、有毒ガスの発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
- c 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
 - i) 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
 - ii) 平年、孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化
 - iii) 雪崩れ発生による人命及び住家被害発生

② 災害救助法適用基準市町村別一覧表（弘前市を抜粋）

市町村名	人口 (平成22.10.1現在)	全壊 全焼 流失	半壊 半焼	床上 浸水	青森県被害世帯数が 1,500以上に達した場合 (滅失の世帯数)
弘前市	183,473	100	200	300	50

③ 滅失世帯数算出基準

区分	算定基準
全壊、全焼、流失	1世帯
半壊、半焼	1/2世帯
床上浸水、土砂堆積	1/3世帯

④ 被害程度の認定基準

種類	統一基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月末満で治癒できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
床上浸水	浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの
床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもの
一部破損	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもの

⑤ 急迫事態における救助の実施

市町村長は、災害の事態が急迫して知事の指揮を待ついとまがないと認めたときは、災害救助法第23条に規定する救助の実施に着手することができる。（災害救助法施行細則第1条の2）

○弘前市災害対策本部班別業務分担における主な救助関連業務の担当一覧

業務の種類	担当部署
災害救助法（他の主管に属するものを除く。）に関すること。	福祉政策班
避難所の設置	生活福祉班
応急仮設住宅の供与	財産管理班
炊き出しその他による食品の給与	介護福祉班、人材育成班
飲料水の供与	上下水道班
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	子育て支援班
医療及び助産	健康づくり推進班、病院班
災害にかかった者の救出	消防班
災害にかかった住宅の応急修理	財産管理班
学用品の給与	学務健康班
埋葬	市民班
死体の搜索	市民班
死体の処理	市民班
障害物の除去	建設政策班、道路維持班、環境管理班
応急救助のための輸送	財産管理班
応急救助のための人夫	人材育成班

[定] 4-2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(青森県災害救助法施行細則 平成26年3月19日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、及び受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域において平常的に要すると認められる額を加算する。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金・職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7m ² (9坪)を基準とする 2 限度額 1戸当たり2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7m ² 、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事できない者 3 住家に被害を受けて一時縁故地等へ避難する必要のある者	1人1日当たり 1,010円以内	1 災害発生の日から7日以内 2 一時的縁故地等へ避難する場合は3日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者 (品目) 1 被服、寝具及び身の回り品 2 日用品 3 炊事用具及び食器 4 光熱材料	1 夏季(4月~9月)・冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。
		区分	1人世帯	2人世帯
		全壊	夏	17,200円
		全焼	冬	22,200円
		流失		32,700円
				39,200円
		半壊	夏	49,700円
		半焼	冬	7,300円
		床上浸水		51,400円
				60,200円
				75,700円
				10,400円
				13,800円
				17,400円
				2,400円
				12,000円
				16,800円
				19,900円
				25,300円
				3,300円
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊娠等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、若しくは半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から 1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒(品目) 1 教科書 2 文房具 3 通学用品	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 201,000円以内 小人(12歳未満) 160,800円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	・洗浄、消毒等 1体当たり 3,300円以内 ・一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 ・検索 救護班以外は慣行料金の額以内	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することのできない者	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償 災害救助法施行令第10条 第1号から第4号までに規定する者	1人1日あたり 医師、歯科医師 25,900円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 16,000円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 16,900円以内 救急救命士 14,700円以内 土木技術者・建築技術者 16,600円以内 大工、左官、とび職 17,600円、17,800円、16,500円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

[定] 4－2－3 災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（青森県）

1 目的

災害救助法の適用に至らない災害が、県内の市町村に発生したときは、この要綱により応急的に被災者を援護することを目的とする。

2 適用基準

(1) この要綱による援護は、災害のため住家の全壊、全焼、流失又は半壊、半焼、床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）により被災世帯数が次の世帯数以上に達したとき行うものとする。

ただし、住家の半壊、半焼した場合の世帯は、2分の1世帯、床上浸水した場合の世帯は、3分の1世帯とみなす。

人 口	被災世帯数
2万人未満	20世帯以上
2万人以上 5万人未満	30世帯以上
5万人以上 10万人未満	40世帯以上
10万人以上	50世帯以上

(2) (1)の基準に達しない場合であっても零細な困窮世帯あるいは、要保護世帯であって、特にその応急の援護が必要と認められる場合。

3 援護の基準

この要綱による被災世帯に対する援護は、被服、寝具等を給与する事とし、援護の基準は、災害救助法施行細則（昭和30年4月19日、青森県規則第40条）第2条第1項に定める別表第1の三の3の基準とする。

4 援護物資

給与する物資は、災害援護用物資をもってこれにあてる。

附 則

この要綱は、昭和53年8月17日から適用する。

〔定〕 4-28-1 災害時における水道施設の応急復旧に関する協定書

弘前市水道事業弘前市長（以下「甲」という。）と弘前管工事業協同組合理事長（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他のによる災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の応急復旧に關し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復させるため、甲と乙が相互に協力して実施する水道施設の応急復旧に關し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害の被害状況に応じ水道施設災害対策会議を主宰し、乙に対して会議への参加を要請するものとする。

2 甲は、前項の会議により、水道施設の応急復旧に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対して協力を要請することができる。

3 甲は、前項の規定により協力を要請するときは、電話又は指示書等により災害の状況、工事場所、工事内容、必要な人員、機材等について明示するものとする。

4 甲は、他事業体から水道災害相互応援協定等により応援要請された場合は、乙と協議し、応援派遣を要請できるものとする。

（復旧活動）

第3条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、速やかに応急復旧を行うための体制を確立のうえ、乙の組合員から必要な人員、機材等を出動させ、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

2 前項の規定により出動した組合員は、甲の職員の指示に従い応急復旧工事等に従事するものとする。

（報告事項）

第4条 乙は、この協定による応急復旧に協力できる人員及び機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

2 乙は、応急復旧工事等に着手したときは、その状況を速やかに甲に報告するものとし、完了したときは、甲に完了報告書を提出しなければならない。

（費用負担）

第5条 乙がこの協定に基づく協力のために要した費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が応急復旧に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙が甲に一括して請求するものとする。

（労災補償）

第6条 応急復旧工事等により乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、その後毎年、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときも、また同様とする。

（協議事項等）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義等が生じたとき、若しくは内容を変更する必要が生じたときは、必要に応じて甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この協定は、協定を締結した日から施行し、同日以後に実施する応急復旧から適用する。
- 2 水道施設の地震災害に伴う協定書（平成8年8月6日締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年7月20日

(甲) 弘前市水道事業
弘前市長 相馬鋸一

(乙) 弘前管工事業協同組合
理事長 赤石英樹

[定] 4-28-2 災害時における水道施設の資機材提供に関する協定書

弘前市水道事業弘前市長（以下「甲」という。）と青森県管工機材商業協同組合代表理事（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）の発生時における水道施設の資機材提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害の発生時において給水機能を早期に回復させるため、甲が実施する水道施設の応急復旧にあたり、乙の資機材提供の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、主宰する水道施設災害対策会議において、水道施設の応急復旧に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対して資機材提供の協力を要請することができる。

2 甲は、前項の規定により協力を要請するときは、電話又は指示書等により必要な資機材について明示するものとする。

3 甲は、他事業体から水道災害相互応援協定等により応援要請された場合は、乙と協議し、資機材の提供を要請できるものとする。

（供給活動）

第3条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、速やかに資機材の提供を行うための体制を確立のうえ、乙の組合員から供給業者の選定、資機材の供給をし、甲が行う応急復旧に協力するものとする。

2 前項の規定により供給する組合員は、甲の指示により応急復旧工事等に必要な資機材の納入にあたり、指定された場所で甲の職員による検収を受けるものとする。

（報告事項）

第4条 乙は、この協定による応急復旧に協力できる供給業者、資機材の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

2 乙は、供給する資機材について、出庫伝票又は納入伝票により整理し、甲に報告するものとする。

（費用の支払い）

第5条 乙がこの協定に基づく協力のために提供した資機材の費用については、甲が定める単価により積算し、乙と協議のうえ支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が資機材の供給に参加した乙の組合員を集約のうえ、乙が甲に一括して請求するものとする。

（労災補償）

第6条 資機材の運搬、納入時の事故等により乙の組合員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、災害情報の伝達及び資機材の必要量の把握を適正に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成19年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、その後毎年、有効期間満了の日までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときも、また同様とする。

（協議事項等）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義等が生じたとき、若しくは内容を変更する必要が生じたときは、必要に応じて甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この協定は、協定を締結した日から施行し、同日以後に実施する応急復旧から適用する。
- 2 水道施設の地震災害に伴う協定書（平成8年8月6日締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成18年7月20日

(甲) 弘前市水道事業
弘前市長 相馬 錠一

(乙) 青森県管工機材商業協同組合
代表理事 出戸端 勉

[定] 4-28-3 災害時における医療救護活動に関する協定

1 災害時における医療救護活動に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と社団法人弘前市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定により同法に基づく救助の対象となる災害における医療救護活動には、本協定は適用しない。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が弘前市内において発生した場合に、弘前市地域防災計画に基づき、甲が被災地等で行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班等の派遣）

第2条 甲は、弘前市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する場合、必要に応じて、乙に対し医師の派遣又は救護班の編成及び派遣を要請するものとする。この場合において、甲は、救護所その他派遣場所（以下「救護所等」という。）並びに派遣する人数及び班数を指定するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに派遣する医師又は救護班（以下「救護班等」という。）を決定し、これらを派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、派遣する医師の選任、救護班を構成する者の選任、携行する医薬品及び器具（以下「医薬品等」という。）の準備その他医療救護活動の実施に関する医療救護計画を早急に策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項の医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（救護班等の業務）

第4条 救護班等の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

（救護班等に対する指揮命令等）

第5条 救護班等に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、前項の規定により指揮命令者を指定した場合は、直ちに乙に通知するものとする。

（医薬品等の供給等）

第6条 乙が派遣する救護班等が使用する医薬品等は、当該救護班等が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

2 甲は、救護班等の輸送その他医療救護活動が円滑に実施できるために必要な措置を講ずるものとする。

（医療行為を受けた者の費用負担）

第7条 第2条の規定に基づき、甲が指定した救護所等において、乙が派遣した救護班等による医療行為を受けた者は、費用負担を要しないものとする。

（医療救護活動の終了）

第8条 甲は、救護所等における医療救護活動が必要なくなったときは、その旨を乙に連絡するものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による連絡を受けたときは、派遣している救護班等に、医療救護活動の終了を指示するものとする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合において、次に掲げる経費は、甲が負担

するものとする。

(1) 救護班等の派遣に要する費用

(2) 救護班等が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医師又は救護班員が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
(紛争の解決)

第 10 条 救護班等が実施した業務について、甲及び乙以外の者と紛争が生じた場合は、甲乙協議のうえ双方が誠意を持って紛争解決のために努力するものとする。

(防災訓練等)

第 11 条 甲及び乙は、協定に基づく医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜行うものとする。

(実施細目)

第 12 条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第 13 条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の 1 ヶ月前までに、甲又は乙からこの協定について文書による意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から 1 年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 22 年 4 月 1 日

甲 弘前市大字上白銀町 1 番地 1

弘前市長 相馬 錠一

乙 弘前市大字野田 2 丁目 7 番地 1
社団法人 弘前市医師会
会長 田村 瑞穂

2 災害時における医療救護活動に関する協定実施細目

平成22年4月1日付けで締結した災害時における医療救護活動に関する協定(以下「協定」という。)第12条の規定に基づく実施細目は、次のとおりとする。

(救護班の構成)

第1条 協定第2条の規定により社団法人弘前市医師会(以下「乙」という。)が編成する救護班は、別に弘前市(以下「甲」という。)から指示がない限り、次の掲げる者より構成するものとする。

- (1) 医 師 1名
- (2) 保健師、助産師、看護師又は準看護師 3名
- (3) 補助事務員 1名

(医療救護活動の報告)

第2条 乙が、協定第2条の規定により救護班等を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各救護班等ごとに、次に掲げる書類を取りまとめ、甲に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書(第1号様式)
- (2) 救護班員名簿(第2号様式)
- (3) 医薬品等使用報告書(第3号様式)

(事故報告)

第3条 乙は、協定第2条の規定により派遣した医師又は救護班員が、甲の指定した場所において従事した医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書(第4号様式)により、速やかに甲に報告するものとする。

(費用弁償等の請求)

第4条 協定第9条第1号及び第2号に規定する費用については、乙がすべての医師又は救護班の費用を取りまとめ、費用弁償請求書(第5号様式)により甲に請求するものとする。

2 協定第9条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が扶助金支給申請書(第6号様式)により、甲に請求するものとする。

(費用弁償等の額)

第5条 協定第9条第1号の規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定第9条第3号に規定する扶助金については、災害救助法(昭和22年法律第118号)第29条の規定により算出した額と同額とする。

(支 払)

第6条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに請求者に対し支払うものとする。

(実施日)

第7条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬鋸一

乙 弘前市大字野田2丁目7番地1
社団法人 弘前市医師会
会長 田村瑞穂

別 表 (第5条関係)

	医 師	保健師、助産師、看護師又は准看護師	補助事務員
日 当 (午前8時30分 から午後5時まで の間において業務 に従事した場合の 報酬)	1人1日当り 21, 600円以内	1人1日当り 18, 700円以内	1人1日当り 8, 800円以内
時間外勤務手当	1人1時間当り「日当」に定める限度額の8分の1に相当する額に100分の125(午後10時から翌日の午前5時までの間に従事した場合にあつては100分の150)を乗じて得た額以内の額		
旅 費	車 賃 旅行雑費 宿 泊 料	1キロメートル当り 25円 1, 200円 9, 800円	

第1号様式 (第2条関係)

医療救護活動報告書

班名	災害発生場所	医療救護活動場所	活動状況	備考
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 移送 死体処理	
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 移送 死体処理	
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 移送 死体処理	
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 移送 死体処理	
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 移送 死体処理	
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 移送 死体処理	

第2号様式 (第2条関係)

救護班員名簿

班名	職種	氏名	所属	住所	従事期間

第3号様式 (第2条関係)

医 藥 品 等 使 用 報 告 書

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までにおける

災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故傷病（死亡）者が発生したので
報告します。

年 月 日

弘前市長 殿

社団法人 弘前市医師会
会長

印

別紙

事故傷病（死亡）者概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先		班名	
傷病名				程度	重傷・中等症・軽傷
外来・入院（月日）	医療機関名				
受傷（発病）日時	年　月　日　時　分				
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時	年　月　日　時　分				
死亡場所					
受傷・発病・死亡時の状況					

第5号様式 (第4条第1項関係)

費用弁償請求書

年 月 日

弘前市長 殿

住 所
氏 名

印

次の金額を請求します。

金額 円

ただし、 年 月 日から 年 月 日
までにおける災害時の医療救護活動に対する費用弁償額として

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

第6号様式 (第4条第2項関係)

扶助金支給申請書

年 月 日

弘前市長 殿

住所
氏名

印

災害時における医療救護活動に関する協定第9条第3号の規定による扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷・疾病 又は死亡した者の状況	氏名		性別	男・女	出生年月日	
	住所					
	職種		勤務先		所属医療救護班名	
	傷病名		受傷・発病年月日			
	死亡原因		死 亡 年 月 日			
障害級別		療養開始年月日			治癒年月日	
休業日数	年 月 日 から 年 月 日 まで			日 間		
休業期間中における業務上の収入の有無						
扶助金支給基礎額						
扶助金支給申請額						
備考						

注1 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類（事業主の証明その他証明となりうるもの）を添付すること（療養扶助金申請の場合は不要）。

- 2 扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収証又は請求書を添付すること。
- 3 休業扶助金申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載のあるもの）及び事業主の証明書を添付すること。
- 4 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。
- 5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
- 6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
- 7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

[定] 4-28-4 災害時における応急対策業務の協力に関する協定

1 災害時における応急対策業務の協力に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と弘前建設業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して行う応急対策業務を迅速かつ的確に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 「応急対策業務」とは、道路、河川等の公共土木施設及び公共的農業用施設の機能確保及び回復のため、障害物の除去及び施設の応急復旧に係る業務をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、書面により、乙に対し協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。

（応急対策業務の実施）

第4条 乙は、応急対策業務を実施する際は、甲が指定する現地責任者の指導を受けるものとする。ただし、災害の状況により現地責任者の指導を受けられないときは、この限りでない。

2 甲は、乙が応急対策業務を円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力をを行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策業務を実施した場合は、書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 応急対策業務のために要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により、甲が負担する経費は、青森県土木工事積算基準・歩掛表及び単価表を基準として算出した額とする。

（災害補償）

第7条 甲は、第3条の協力要請により応急対策業務に従事した者について、当該応急対策業務の実施に当たり、その者の責めに帰することができない理由により、その者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合に、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令による損害補償の規定の適用がないときは、本人又はその遺族に対し、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところにより、その損害を補償する。

2 乙は、組合員に対し、労働者災害補償保険法その他関係法令に基づいた、所要の措置を講じさせるものとする。

（防災訓練等）

第8条 甲及び乙は、協定に基づく応急対策業務が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時行うものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙からこの協定について文書による意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 錠一

乙 弘前市大字上白銀町1番地9

弘前建設業協同組合

理事長 一戸 利光

2 災害時における応急対策業務の協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における応急対策業務の協力に関する協定（以下「協定」という。）

第9条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この実施細目における用語の定義は、協定で使用する用語の例によるものとする。

(協力要請)

第3条 協定第3条に規定する書面は、応急対策業務協力要請書（様式第1号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 応急対策業務を必要とする場所
- (3) 応急対策業務の内容
- (4) 応急対策業務の期間
- (5) その他応急対策業務の実施にあたり参考となる事項

(報告)

第4条 協定第5条に規定する書面は、応急対策業務実施報告書（様式第2号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 応急対策業務の実施場所、実施期間、従事人員及び従事車両の種類及び数並びに実施に要した資機材の種類及び数
- (2) 応急対策業務の実施内容
- (3) 応急対策業務に従事した組合員名
- (4) その他必要な事項

(経費の支払)

第5条 協定第6条第1項に規定する経費は、甲が乙の会員と応急対策業務について締結した契約に基づき、当該会員に支払うものとし、支払いに係る手続きは、弘前市会計規則（平成18年規則第46号）その他関係法令によるものとする。

(連絡責任者)

第6条 応急対策業務に関する事項の連絡を円滑に行うため、甲においては建設部長を、乙においては協同組合理事長を、それぞれ連絡責任者とする。

(実施日)

第7条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬鋗一

乙 弘前市大字上白銀町1番地9
弘前建設業協同組合
理事長 一戸利光

応急対策業務協力要請書

弘前建設業協同組合
理事長 様

弘前市長

「災害時における応急対策業務の協力に関する協定」に基づき、下記のとおり応急対策業務の協力を要請します。

記

1 災害の状況		
2 応急対策業務を必要とする場所		
3 応急対策業務の内容		
4 応急対策業務の期間		
5 その他		
6 連絡責任者		
7 連絡先	電話番号： ファクス番号：	
	整理番号	

年 月 日

応急対策業務実施報告書

弘前市長殿

弘前建設業協同組合
理事長

「災害時における応急対策業務の協力に関する協定」に基づき、下記のとおり応急対策業務を実施しましたので報告します。

記

1 応急対策業務を実施した場所		
2 応急対策業務の実施期間		
3 応急対策業務に従事した人員、車両、資機材の種類及び数		
4 応急対策業務の実施内容		
5 応急対策業務に従事した組合員名		
6 その他		
7 連絡責任者		
8 連絡先	電話番号： ファックス番号：	
	整理番号	

[定] 4-28-5 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定

1 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と青森県解体工事業協会津軽支部（以下「乙」という。）は、災害時における建築物等の解体撤去に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して行う建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去（以下「解体撤去」という。）を迅速かつ的確に実施するため、甲の乙に対する協力の要請及び当該要請に基づき乙が行う解体撤去に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 「建築物等」とは、住宅、業務の用に供する建築物及び工作物、公共施設、橋梁、鉄道・道路施設その他の全ての建築物及び工作物等をいう。
- (3) 「解体撤去」とは、建築物等構造物の全部又は一部を解体し、その場所から取り除くことをいう。
- (4) 「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失等した建築物等の解体撤去に伴って発生する木くず、金属くず、コンクリート塊等及びこれらの混合物をいう。

（解体撤去の内容）

第3条 解体撤去の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 応急活動又は復旧活動に支障となる建築物等の解体
- (2) 被害者の救出を目的とした建築物等の解体
- (3) 前2号に掲げる建築物等の解体に伴い発生する災害廃棄物の撤去
- (4) 前3号に掲げる事項の実施に伴う必要な措置

（協力要請）

第4条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、書面により、乙に対し、解体撤去の協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（解体撤去の実施）

第5条 乙は、甲から解体撤去の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。

- 2 乙は、解体撤去を実施する際は、甲の指定する現地責任者の指導を受けるものとする。ただし、災害の状況により現地責任者の指導を受けられないときは、この限りでない。
- 3 甲は、災害廃棄物を他の場所に移動させる場合は、乙に対し、その場所を指定するものとする。ただし、災害の状況により甲が指定することができない場合は、乙は、甲の承諾を得て、災害廃棄物を他の場所に移動させることができる。
- 4 甲は、乙が解体撤去を円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力をを行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条第1項の規定により解体撤去を実施した場合は、書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 解体撤去に要する経費は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する経費の額は、災害発生直前の標準的な積算基準を基礎にして、甲乙協議して決定するものとする。

（災害補償）

第8条 甲は、第4条の協力要請により解体撤去に従事した者について、当該解体撤去の実施に当たり、その者の責めに帰することができない理由により、その者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合に、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令による損害補償の規定の適用がないときは、本人又はその遺族に対し、弘前市消防団員等公務災害補償条例(平成18年弘前市条例第220号)の定めるところにより、その損害を補償する。

2 乙は、会員に対し、労働者災害補償保険法その他関係法令に基づいた、所要の措置を講じさせるものとする。

(防災訓練等)

第9条 甲及び乙は、解体撤去が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙からこの協定について文書による意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬鋸一

乙 南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田35番地
青森県解体工事業協会
津軽支部長 小野勝行

2 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における建築物等の解体撤去に関する協定（以下「協定」という。）

第10条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この実施細目における用語の定義は、協定で使用する用語の例によるものとする。

(要請)

第3条 協定第4条に規定する書面は、解体撤去協力要請書（様式第1号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 解体撤去を必要とする場所
- (3) 解体撤去の内容
- (4) 解体撤去の期間
- (5) その他解体撤去の実施に当たり必要な事項

(解体撤去実施者)

第4条 協定第5条第1項の規定に基づき解体撤去を実施する者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 建築物等の解体を実施する者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けているものであること。
- (2) 災害廃棄物の運搬を実施する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定による許可を受けているものであること。

(報告)

第5条 協定第6条に規定する書面は、解体撤去実施報告書（様式第2号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 解体撤去の実施場所、実施期間、従事人員、従事車両の種類及び数並びに実施に要した資機材の種類及び数
- (2) 解体撤去の実施内容
- (3) 解体撤去に従事した乙の会員名
- (4) その他必要な事項

(経費の支払)

第6条 協定第7条第1項に規定する経費は、甲が乙の会員と解体撤去について締結した契約に基づき、当該会員に支払うものとし、支払いに係る手続きは、弘前市会計規則（平成18年規則第46号）その他の関係法令によるものとする。

(連絡責任者)

第7条 解体撤去に関する事項の連絡を円滑に行うため、甲においては企画課長を、乙においては支部長社代表取締役を、それぞれ連絡責任者とする。

(実施日)

第8条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬鋸一

乙 南津軽郡田舎館村大字高樋字川原田35番地
青森県解体工事業協会
津軽支部長 小野勝行

年　月　日

解体撤去協力要請書

青森県解体工事業協会
津軽支部長　　様

弘前市長

「災害時における建築物等の解体撤去に関する協定」第4条の規定に基づき、下記のとおり解体撤去の協力を要請します。

記

1 災害の状況						
2 解体撤去を必要とする場所						
3 解体撤去の内容						
4 解体撤去の期間	年	月	日から	年	月	日まで
5 その他						
6 連絡責任者						
7 連絡先	電話番号： ファクス番号：					
	整理番号					

年　月　日

解体撤去実施報告書

弘前市長 殿

青森県解体工事業協会
津軽支部長

「災害時における建築物等の解体撤去に関する協定」第6条の規定に基づき、下記のとおり解体撤去を実施しましたので報告します。

記

1 解体撤去を実施した場所						
2 解体撤去の期間	年	月	日から	年	月	日まで
3 解体撤去に従事した人員、車両、資機材等						
4 解体撤去の実施内容						
5 解体に従事した会員名						
6 その他						
7 連絡責任者						
8 連絡先	電話番号： ファクス番号：					
整理番号						

[定] 4-28-6 災害時における放送に関する協定

1 災害時等における放送に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）とアップルウェーブ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における放送に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において地震、風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して、これらに関する情報をコミュニティFM放送を通じて市民に提供することにより、災害に伴う被害の軽減を図り、もって市民生活の安全確保に寄与することを目的とし、これに関する必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、地震、台風、洪水、大規模火災、危険物の爆発、山崩れ、崖崩れ、放射性物質の大量放出、航空機の墜落等の災害対策基本法第2条第1項に定める災害及び人為的原因により生ずる被害とし、市民生活又は人命に重大な支障が予測できる状況をいう。
- (2) 「災害情報等」とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、これらに関する情報をいう。

（災害情報等の提供）

第3条 甲は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、乙に対して、適切な手段を用いて速やかに災害情報等を提供し、その放送を要請することができる。

2 乙は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、甲に対して災害情報等の速やかな提供を求めることができる。

（災害情報等の放送の実施）

第4条 乙は、災害情報等の放送について、甲の要請を踏まえ、乙の「非常災害時対策規定」に基づき、通常の番組に優先して放送するものとする。ただし、放送が実施できない状態にある場合は、直ちに甲へその旨を連絡するものとする。

（秘密の保持）

第5条 乙は、災害情報等の放送目的のため甲から知り得た個人情報について、第三者に漏らしてはならない。

（費用の負担）

第6条 災害情報等の放送に関する費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、原則として災害情報等の放送に要する費用を甲に請求しない。ただし、災害による被害が甚大であり、災害情報等の放送が相当な期間を要する場合は、甲乙の協議によるものとする。
- (2) 災害情報等の放送の実施により、予定していた提供番組、コマーシャル放送ができなかつた場合は、乙と当該広告主との協議によりその解決を図るものとする。

（防災訓練等）

第7条 甲及び乙は、協定に基づく応急対策業務が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時行うものとする。

（実施細目）

第8条 この協定の実施に関して必要な細目は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙からこの協定について文書に

する意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 錫一

乙 弘前市大字土手町38番地
アップルウェーブ株式会社
代表取締役社長 清藤 哲夫

2 災害時等における放送に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時等における放送に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この実施細目における用語の定義は、協定で使用する用語の例によるものとする。

(放送要請の基準)

第3条 協定第3条の規定により甲が乙に対し放送を要請するときは、概ね次の基準により行う。

- (1) 台風等により、気象警報が発令され市民に災害に対する備えが必要と思われる場合
 - (2) 災害による被害の軽減のため、市民及び職員に対し、防災情報の伝達が必要と思われる場合
- (要請等の様式)

第4条 甲が乙に対して行う放送の要請は、放送要請書（様式第1号）により行うものとし、乙が甲に対して災害情報等の提供を求める場合は、情報提供依頼書（様式第2号）により行うものとする。

(要請等の方法)

第5条 放送の要請等は、原則としてファクシミリで行い、電話で確認するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関し甲乙間の連絡責任者は、甲においては広報広聴課長、乙においては常務取締役とする。

(実施日)

第7条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成22年4月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 錠一

乙 弘前市大字土手町38番地
アップルウェーブ株式会社
代表取締役社長 清藤 哲夫

年 月 日

アップルウェーブ株式会社 殿

弘前市長

放送要請書

「災害時等における放送に関する協定」第3条第1項の規定により、下記のとおり放送を要請します。

記

災害等の名称	
発信時刻	年 月 日 時 分
放送内容等	
その他	
連絡担当者	

年 月 日

弘前市長 殿

アップルウェーブ株式会社

情報提供依頼書

「災害時等における放送に関する協定」第3条第2項の規定により、下記のとおり災害情報等の提供を依頼します。

記

災害等の名称	
発信時刻	年 月 日 時 分
伝達内容等	
その他の	
連絡担当者	

[定] 4-28-7 災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定

1 災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と東北電力株式会社弘前営業所（以下「乙」という。）は、災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において大震災や台風、大雪などの災害が発生し、電力の復旧対策が必要となった場合に、甲の所有する施設を緊急的に乙が使用できること及び実際に乙が使用する際の手続きが円滑に行われることを目的とし、これらを遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 甲が所有し本協定で取扱いを定める施設は、別表に掲げる施設（以下「対象施設」という。）とする。

（適用条件）

第3条 この協定は、災害により乙の設備に大規模な被害が発生し、乙の復旧応援隊による大規模な復旧活動が行われる際に、乙から甲に対して対象施設の使用許可申請があり、甲が使用を許可した場合に適用するものとする。

（使用許可申請と使用許可）

第4条 乙は対象施設を使用する場合は、電話等により申請し、事後に書面を提出するものとする。

2 甲は、乙から使用許可申請を受けた場合は、特別の事情が無い限りこれを許可するものとし、事後に使用許可書を交付するものとする。

（用途指定）

第5条 乙は、対象施設を災害発生時における復旧応援隊の集合・待機場所、復旧資材の受払基地及び宿泊場所など災害復旧全般の用に供するものとし、使用目的以外に使用してはならない。

（料金その他の費用負担）

第6条 乙は、対象施設の使用に関連して生ずる水道、ガス、電気などの諸設備の使用料を負担し、甲に対して支払うものとし、その金額については甲の申告にもとづき甲乙双方誠意をもって協議するものとする。

2 乙が対象施設を使用した後、敷地などの整備が必要となった場合は、乙の責任において、原状復帰することを原則とする。

（損害賠償）

第7条 乙が対象施設を使用中に甲の施設を破損した場合は、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償するものとする。ただし、天災など乙の責によらない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

（使用の終了）

第8条 乙は第5条に定める用途での使用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するものとする。

（実施細目）

第9条 この協定の実施に関して必要な細目は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（協議）

第10条 この協定について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

（効力）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、この期

間満了の日の30日前までに、甲又は乙からも相手方に対して書面により更新終了の意思が表示されないときは、この協定期間は、さらに1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

2 甲、乙いずれかの事情により本協定内容の見直しまたは解消が必要となった場合は、相手に申入れを行い適宜協議する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年5月28日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 錠一

乙 弘前市大字本町1番地
東北電力株式会社弘前営業所
所長 小坂 淳

別表（第2条関係）

[施設の表示]			
施設名	所在地	希望順位	備考
弘前市運動公園	弘前市大字豊田2丁目3	第1位	西側駐車場 11,376m ²
堀越雪置き場	弘前市大字川合字岡本地内	第2位	駐車場 13,280m ²
小栗山農村交流公園	弘前市大字小栗山字沢辺220-1	第3位	駐車場・多目的広場 12,738m ²
その他甲が指定する施設			

2 災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請)

第2条 協定第4条第1項に規定する書面は、弘前市公有財産規則（平成18年弘前市規則第53号。以下「財産規則」という。）第18条に規定する行政財産使用許可申請書（様式第1号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 使用箇所

(2) 使用種目

(3) 使用目的及び方法

(4) 使用面積

(5) 使用期間

(6) 使用料金

(7) その他

(使用許可)

第3条 協定第4条第2項に規定する使用許可書は、財産規則第19条に規定する行政財産使用許可書（様式第2号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 使用箇所

(2) 使用種目

(3) 使用面積

(4) 使用目的

(5) 使用期間

(6) 使用料金

(7) その他

(条件)

第4条 乙は、協定第2条に規定する施設の使用にあたって、次の条件を遵守するものとする。

(1) 協定第5条に規定する用途以外に使用しないこと。

(2) 施設使用にあたって必要となる除雪、仮設トイレ等の設置、ゴミ・雑排水等の処分等は乙が行うこと。

(3) 周囲の安全確保に十分留意すること。

(使用料)

第5条 協定第2条に規定する施設の使用料は無料とする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関し甲乙間の連絡責任者は、甲においては企画課長、乙においては総務課長とする。

(実施日)

第7条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成20年5月28日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 錠一

乙 弘前市大字本町1番地
東北電力株式会社弘前営業所
所長 小坂 淳

年　月　日

弘前市長様

弘前市大字本町1番地
東北電力株式会社 弘前営業所
所長

行政財産使用許可申請書

弘前市公有財産規則第18条の規定に基づき下記のとおり使用したいので、同規則その他の許可条件等を厳重に守りますから許可くださるよう申請します。

記

1 使用箇所

2 使用種目

3 使用目的及び方法 「災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定」
第5条に規定する用途として使用する。

4 使用面積 m^2

5 使用期間 年　月　日～年　月　日

6 使用料金

7 市において必要を生じたときは、使用期間中でも、これを返還いたします。

備考

- 申請者が法人その他団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。
- 担当者の氏名及び連絡先を下部に記載してください。
- この申請書には、使用箇所の平面図及び計画説明書を添付してください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当者所属・氏名

電話 ()

FAX ()

年　月　日

弘前市大字本町1番地
東北電力株式会社 弘前営業所
所長 様

弘前市長

行政財産使用許可書

平成 年 月 日付け（ 第 号）で申請の については、下記のとおり許可します。

記

- 1 使用箇所
- 2 使用種目
- 3 使用面積 m²
- 4 使用目的 「災害時における電力復旧応援隊受け入れの協力に関する協定」
第5条に規定する用途として使用する。
- 5 使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 6 使用料金
- 7 市で必要を生じたとき、又は公共のために必要があると認めたときは使用期間中でもこれを返還させることがある。この場合、使用者が損害を受けても市は賠償の責を負わない。
- 8 許可なくして使用の目的を変更し、又は他人に転貸し若しくは工作物を設置することができない。これに違反したときはこの許可を取り消す。
- 9 前項の取消処分があった場合で、借受者が原状回復に必要な期間が過ぎても履行する見込みのないとき、又はその履行が不完全であったときは、市で執行し、又は第三者に執行させてその費用はすべて使用者の負担とする。

[定] 4-28-8 災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定

1 災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と弘前地区電気工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における電気設備等の応急復旧活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又はそのおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して行う電気設備等の応急復旧活動を迅速かつ的確に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応急復旧活動）

第2条 甲が乙に対して要請することができる電気設備等の応急復旧活動（以下「応急復旧活動」という。）とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 避難所、公共施設及び防災拠点施設等の電気設備等の機能確保及び回復のための応急復旧に関すること。
- (2) 市内における電気に係る事故の防止に関すること。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合における、関係機関への通報に関すること。
- (4) その他災害発生時における復旧に関すること。

2 甲は、前項に定めのない事項については、乙と協議のうえ協力を要請することができるものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、応急復旧活動を実施する必要があると認めるときは、書面により、乙に対し協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（応急復旧活動の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請があったときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じ、速やかに応急復旧活動を実施するものとする。

2 乙は、応急復旧活動を実施する際は、甲が指定する現地責任者の指導を受けるものとする。ただし、災害の状況により現地責任者の指導を受けられないときは、この限りでない。

3 甲は、乙が応急復旧活動を円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力をを行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条第1項の規定により応急復旧活動を実施したときは、書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が甲の要請により実施した応急復旧活動に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費の額は、災害発生直前の実勢価格を基礎として甲乙協議して決定するものとする。

（災害補償）

第7条 甲は、第3条の協力要請により応急復旧活動に従事した者について、当該活動の実施に当たり、その者の責めに帰することができない理由により、その者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他法令による損害補償の規定の適用がないときは、本人又はその遺族に対し、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところにより、その損害を補償する。

2 乙は、組合員に対し、労働者災害補償保険法その他関係法令に基づいた、所要の措置を講じさせるものとする。

(防災訓練等)

第8条 甲及び乙は、協定に基づく応急復旧活動が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時行うものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関して必要な細目は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙からこの協定について文書による意思表示がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年3月19日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬鋗一

乙 弘前市大字神田四丁目6番地3

弘前地区電気工事業協同組合

理事長 相馬憲保

2 災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、弘前市（以下「甲」という。）と弘前地区電気工事業協同組合（以下「乙」という。）が締結する災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定（以下「協定」という。）

第9条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 協定第3条に規定する書面は、「電気設備等の応急復旧活動協力要請書（様式第1号）」とし、電気設備等の応急復旧活動（以下「応急復旧活動」という。）の実施に係る次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）災害の状況

（2）応急復旧活動を必要とする場所

（3）応急復旧活動の内容

（4）応急復旧活動の期間

（5）その他応急復旧活動の実施にあたり必要な事項

（応急復旧活動実施者）

第3条 協定第4条第1項の規定に基づき応急復旧活動を実施する者は、電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年5月23日法律第96号）第3条の規定による登録を受けている者でなければならない。

（報告）

第4条 協定第5条に規定する書面は、「電気設備等の応急復旧活動実施報告書（様式第2号）」とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）応急復旧活動の実施場所、実施期間、従事人員、従事車両の種類及び数並びに実施に要した資機材の種類及び数

（2）応急復旧活動の実施内容

（3）応急復旧活動に従事した乙の組合員名

（4）その他必要な事項

（経費の支払）

第5条 協定第6条第1項に規定する経費は、甲が乙の組合員と応急復旧活動について締結した契約に基づき、当該組合員に支払うものとし、支払いに係る手続きは、弘前市会計規則（平成18年規則第46号）その他関係法令によるものとする。

（連絡責任者）

第6条 応急復旧活動に関する事項の連絡を円滑に行うため、甲においては企画課長を、乙においては理事長を、それぞれ連絡責任者とする。

（実施日）

第7条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成22年3月19日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 相馬 錠一

乙 弘前市大字神田四丁目6番地3
弘前地区電気工事業協同組合
理事長 相馬 憲保

電気設備等の応急復旧活動協力要請書

弘前地区電気工事業協同組合
理事長 様

弘前市長

「災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定」第3条の規定に基づき、下記のとおり電気設備等の応急復旧活動の協力を要請します。

記

1 災害の状況						
2 電気設備等の応急復旧活動を必要とする場所						
3 電気設備等の応急復旧活動の内容						
4 電気設備等の応急復旧活動の期間	年	月	日から	年	月	日まで
5 その他						
6 連絡責任者						
7 連絡先	電話番号： ファックス番号：					
	整理番号					

年　月　日

電気設備等の応急復旧活動実施報告書

弘前市長 殿

弘前地区電気工事業協同組合
理事長

「災害時における電気設備等の応急復旧活動に関する協定」第5条の規定に基づき、下記のとおり電気設備等の応急復旧活動を実施したので報告します。

記

1 電気設備等の応急復旧活動を実施した場所						
2 電気設備等の応急復旧活動の期間	年　月　日から			年　月　日まで		
3 電気設備等の応急復旧活動に従事した人員、車両、資機材等						
4 電気設備等の応急復旧活動の内容						
5 電気設備等の応急復旧活動に従事した組合員名						
6 その他						
7 連絡責任者						
8 連絡先	電話番号： ファクス番号：					
整理番号						

[定] 4-28-9 災害時における物資の供給に関する協定

1 災害時における物資の供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と株式会社イトヨーカ堂（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害が発生、又は発生するおそれがある場合における必要な物資の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、弘前市内に災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

2 要請の方法は、甲から乙に対し、物資の供給に関する文書をもって行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、電話又はその他の方法により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（調達物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、要請時点で乙が調達・製造可能な物資であり、次に掲げるものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（実 施）

第3条 乙は、甲から供給の要請を受けたときは、速やかに供給を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、物資の供給を実施した場合は、甲に対し、文書をもって、実施報告を行いうるものとする。

（物資の運搬、引渡）

第4条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、物資を確認のうえ、引き取るものとする。

3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際は、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（経費負担）

第6条 甲が乙に対し物資の供給を要請した場合において、乙が甲に対して供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 引き取った物資の代金及び当該運搬に係る費用については、甲は乙からの請求後、速やかに支払うものとする。

（災害補償）

第7条 甲は、この協定に規定する業務に従事した、甲の指定する者又は乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡その他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところによりその損害を補償する。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、提携している広域的な団体・企業等がある場合は、広域的な支援が円滑に実施されるよう体制の整備に努めるものとする。

(緊急連絡先の報告等)

第9条 甲及び乙は、担当者の氏名及び緊急連絡先について、あらかじめ取り決めしておくものとする。

2 甲及び乙は、災害発生後、速やかに連絡をとるよう努めるものとし、また、被災状況等について相互に情報提供を行うものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定は、協定締結日から効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(雑 則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年5月13日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 葛西憲之

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社 イトーヨーカ堂
代表取締役社長 亀井淳

2 災害時における物資の供給に関する協定実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、災害時における物資の供給に関する協定（以下「協定」という。）第1条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この実施細目における用語の定義は、協定で使用する用語の例によるものとする。

(要 請)

第3条 協定第1条第2項に規定する文書は、物資の供給に関する要請書（様式第1号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）災害の状況

（2）要請事由

（3）要請する物資等（品名、数量、引渡日時、引渡場所）

（4）その他物資の供給に関し必要な事項

（報 告）

第4条 協定第3条第2項に規定する文書は、物資供給実施報告書（様式第2号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）引渡日時、引渡場所

（2）引渡物資品名、数量

（3）引渡時立会・確認者職氏名

（4）その他必要な事項

（支 払）

第5条 協定第6条に規定する費用は、同条第2項に基づく決定等により、甲が乙に支払うものとし、支払いに係る手続きは、弘前市会計規則（平成18年弘前市規則第46号）その他関係法令によるものとする。

（連絡責任者）

第6条 協定第9条に規定する緊急連絡先は、弘前市商工観光部商工労政課及び株式会社イトーヨーカ堂弘前店とし、甲においては商工労政課長を、乙においては弘前店総務マネージャーを、それぞれ連絡責任者とする。

（調査票の提出）

第7条 乙は、この協定の締結後、毎年4月1日及び10月1日現在の物資の保有、提供可能数量に係る調査票（様式第3号）を甲に対して提出するものとする。

（実施日）

第8条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成23年5月13日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 葛西憲之

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社 イトーヨーカ堂
代表取締役社長 亀井淳

物資の供給に関する要請書

平成 年 月 日

株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 様

弘前市長

「災害時における物資の供給に関する協定」の第1条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する物資

引渡日時	引渡場所	品目	規格・寸法	数量

3 その他

物資の供給実施報告書

平成 年 月 日

弘前市長様

株式会社イトヨーカ堂
代表取締役社長

下記のとおり要請物資を供給しましたので報告します。

記

1 報告事項

(1) 引渡日時及び場所

(2) 引渡品名、規格・寸法及び数量

(3) 立会い確認者

2 その他

様式第3号（第7条関係）

年　月　日

弘前市長　様

株式会社イトヨーカ堂弘前店

災害時における物資提供可能数量調査票

品名	種類	規格等	在庫数	災害時提供可能数

年　月　日現在

※本様式により記載できない場合は複写等により適宜対応すること。

[定] 4-28-10 災害時における飲料水の供給に関する協定

災害時における飲料水の供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、弘前市内における地震、風水害等の災害発生時又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における飲料水の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、弘前市内での大規模な地震、台風等による災害発生に際して、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関する手続等について定め、もって、円滑な災害応急対策及び災害復旧対策に資することを目的とする。

（飲料水の確保）

第2条 甲は災害時等における応急対策のため、緊急に飲料水を調達する必要があると認めたときは、乙に対し、飲料水の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、保有又は調達可能な飲料水の供給について速やかに対応する。

（要請方法）

第3条 甲は、前条の要請をする場合は、緊急物資供給要請書（様式第1号）により、飲料水の種類、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において緊急物資供給要請書を提出するものとする。

（飲料水の運搬及び引渡し）

第4条 飲料水の引渡場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡場所までの飲料水の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、当該場所において、乙の提出する飲料水受領書（様式第2号）により数量等を確認のうえ、飲料水を引き取るものとする。

（経費等の負担）

第5条 乙が甲に供給した飲料水の代金、運搬等に要した費用等、その他飲料水の供給に要した費用（以下「経費等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 経費等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（経費等の請求及び支払）

第6条 乙は、飲料水の納入が完了したときは、前条の価格による経費等について、納品書及び別途甲の定める請求書をもって、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの経費等の請求があったときは、その内容を確認のうえ、支払うものとする。

（災害補償）

第7条 甲は、この協定に規定する業務に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により、死亡その他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところによりその損害を補償する。

（情報交換及び提供）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平常時から相互に情報交換を行うとともに、弘前市の災害発生時における、諸活動中に覚知した災害に関する情報についても必要に応じ相互に提供しあうものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては上下水道部総務課長、乙においては弘前営業所長とする。

（調査票等の提出）

第10条 乙は、この協定の締結後、毎年4月1日現在の緊急連絡先及び物資の保有数量等について、調査票（様式第3号その1）及び災害時飲料水提供可能数量票（様式第3号その2）を甲に

対して提出するものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定は、協定締結日から効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その一通を保有する。

平成 23 年 9 月 22 日

甲 青森県弘前市大字上白銀町 1 番地 1
弘前市長 葛西憲之

乙 岩手県紫波郡矢巾町広宮沢第 1 地割 279 番地
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 谷村邦久

様式第1号（第3条関係）

年　月　日

緊急物資供給要請書

様

弘前市長

印

災害時における飲料水の供給に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 要　請　日　時	年　月　日（　）　時　分
2 納　入　希　望　日	年　月　日（　）　時　分
3 納　入　場　所	
4 飲料水の種類・数量	
5 備考	

【担当者】

部署名：

担当者職氏名：

年　月　日

飲料水受領書

様

受領確認者

職氏名

印

次のとおり受領しました。

記

1 受領場所

2 飲料水の種類及び数量等

品名	規格	数量	備考

※ 受領場所、飲料水の種類、規格、数量などは運搬時にあらかじめ記載しておくこと。

※ 受領者の確認印については、必要に応じ省略することができる。

年　月　日

調査票

■基本事項

商号又は名称			
住 所			
代表者氏名		FAX番号	
電話番号		E-mail	

■緊急連絡先

氏 名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	
氏 名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	

■事業所（活動拠点の所在地）

事業所名			
所 在 地			
位 置 図			

災害時飲料水提供可能数量票

■ 事業所名

■ 品目／数量等 年 月 日現在

品 名	種 類	規 格		提供可能数量 (本)
		パッケージ	1箱あたり本数	
合 計				

〔定〕 4-28-11 災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定

災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）、みちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）及び弘前市職員労働組合連合会（以下「丙」という。）は、災害時における災害救援ベンダーの使用について次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時における災害救援ベンダーの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 災害救援ベンダーとは、災害時に被災住民に飲料製品を無償で提供する自動販売機で、停電時においても飲料製品の取り出しが可能なものをいう。

2 災害救援専用キーとは、飲料製品の無償提供のために災害救援ベンダーを操作する器具をいう。
(災害救援ベンダーの位置)

第3条 災害用救援ベンダーの位置は次の場所とし、その手続き等については、第5条に規定する自動販売機フルサービス協定書による。

- (1) 所在地 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
- (2) 設置場所 弘前市役所 1階
- (3) 台 数 1台

（災害救援ベンダーの使用）

第4条 市内に震度5以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがあり、甲に災害対策警戒本部又は災害対策本部が設置され、かつ甲の責任者により飲料提供が必要と判断された場合は、甲は乙より貸与された災害救援専用キーを使用し、災害救援ベンダーを使用できる。

2 乙が無償で提供する飲料製品は、災害救援ベンダー使用開始時点での機内在庫のみとする。
3 災害救援専用キーは、乙が甲へ2個貸与し、甲の責任において厳重に管理するものとする。

【専用キー管理先】

青森県弘前市大字上白銀町1番地1 弘前市 企画部 企画課

（設置及び管理）

第5条 災害救援ベンダーの設置及び管理については、乙と丙が別に締結する自動販売機フルサービス協定書によるものとする。

（期 間）

第6条 本協定の期間は、協定締結の日から効力を有し、甲、乙又は丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

2 甲が丙に対して行う、行政財産の使用に係る許可がなされなかつた場合は、本協定の協力を失うものとする。

（協 議）

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年9月1日

甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 葛西憲之

乙 青森県南津軽郡大鰐町大字八幡館字山下17番地6
みちのくコカ・コーラボトリング株式会社
弘前営業所長 藤田重聰

丙 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市職員労働組合連合会
中央執行委員長 柴田弘毅

〔定〕 4-28-12 災害時における物資供給に関する協定

災害時における物資供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した、物資供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給後速やかにその実施状況を物資供給実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（災害補償）

第10条 甲は、この協定に規定する業務に従事した者について、その者の責に帰することができない理由により、死亡その他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところによりその損害を補償する。

（情報交換）

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災

害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては商工観光部商工労政課長、乙においては、NPO法人コメリ災害対策センター事務局長とする。

(調査票等の提出)

第13条 乙は、この協定の締結後、毎年4月1日現在の緊急連絡先及び物資の保有数量等について、調査票（様式第3号その1）及び災害時物資提供可能数量票（様式第3号その2）により甲に報告するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年12月26日

甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 葛西 憲之

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 捧 賢一

別表

災害時における緊急対応可能な物資

分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割りばし、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋、バケツ、モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、紙おむつ（大人用含む）、生理用品、粉ミルク、哺乳びん、離乳食
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係	ミニトイレ

年　月　日

様

弘前市長

印

物資供給要請書

災害時における物資供給に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 要請日時	年　月　日 () 時　分		
2 引渡日時	年　月　日 () 時　分		
3 引渡場所			
4 要請物資			
品　目	数　量	規格・寸法	
5 備考			

【担当者】

部署名：

職氏名

様式第2号（第6条関係）

年　月　日

弘前市長様

NPO法人 コメリ災害対策センター

理事長

物資供給実施報告書

下記のとおり要請物資を供給しましたので報告します。

記

1 報告事項

(1) 引渡品名、数量、規格・寸法

(2) 引渡日時及び場所

(3) 立会者職氏名

2 その他

様式第3号その1（第13条関係）

年　月　日

弘前市長様

NPO法人 コメリ災害対策センター

理事長

調査票

■基本事項

名 称			
住 所			
代表者氏名		FAX 番号	
電話番号		E-mail	

■緊急連絡先

氏 名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	
氏 名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	

■事業所（活動拠点の所在地）

事 業 所 名	
所 在 地	
位 置 図	

様式第3号その2（第13条関係）

年 月 日

弘前市長 様

NPO法人 コメリ災害対策センター

理事長

災害時における物資提供可能数量調査票

品 名	種 類	規格等	在庫数	災害時提供可能数

年 月 日現在

※本様式により記載できない場合は複写等により適宜対応すること。

※概ね青森、秋田、岩手県に所在する店舗における状況を記入すること。

〔定〕 4-28-13 災害時における市有施設等への燃料の優先供給に関する協定

災害時における市有施設等への燃料の優先供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と青森県石油商業組合中弘南支部（以下「乙」という。）は、災害時における市有施設等への燃料の優先供給について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模な災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して市有施設等への燃料の優先供給を要する際の手続等について定め、もって災害対策の円滑な実施に寄与することを目的とする。

（優先供給の要請）

第2条 甲は、災害時において燃料を調達する必要があると認めるときは、乙に対し燃料の優先供給を要請できるものとする。

（優先供給の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、甲に対し燃料の優先供給を実施するものとする。

（燃料の種類）

第4条 甲が乙に優先供給を要請する燃料は、次に掲げるものとする。

- (1) ガソリン
- (2) 軽油
- (3) 灯油
- (4) 重油
- (5) L P ガス
- (6) その他甲が指定する燃料であって、乙が供給可能なもの

（要請の方法）

第5条 甲は、燃料の優先供給を受けようとするときは、燃料優先供給要請書（別記様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は乙に対して、口頭による要請を行い、事後に要請書を提出するものとする。

（燃料の引渡）

第6条 燃料の引渡場所は、甲が指定するものとする。この場合において、当該場所に甲の職員が立会い、納品書を確認のうえ、燃料を受け取るものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が優先供給をした燃料の対価及び運搬に要した費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲と青森県石油商業協同組合が締結している物件売買単価契約書に記載されている契約単価とする。ただし、これにより難い理由がある場合には、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第8条 甲は、乙から前条の規定により甲が負担する費用に係る請求があったときは、速やかに当該費用を乙に支払うものとする。ただし、災害の規模等により、速やかに支払うことが困難な場

合は、甲乙協議のうえ、支払い方法等について決定するものとする。

(連絡体制の整備)

第9条 甲及び乙は、災害時における情報伝達を円滑に行うことができるよう連絡体制を整備するものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては商工観光部商工労政課長、乙においては青森県石油商業組合中弘南支部事務局長とする。

(情報交換及び提供)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平常時から相互に情報交換を行うとともに、弘前市の災害発生時における、諸活動中に覚知した災害に関する情報についても必要に応じ相互に提供しあうものとする。

(平時からの備え)

第12条 乙は、災害時の燃料優先供給に備え、平常時より燃料の備蓄・確保に努めるものとする。

(その他必要な支援)

第13条 この協定に定める事項のほか、被災者や公共交通機関等への供給支援に関して必要な事項は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結日から効力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年2月17日

甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西憲之

乙 青森県弘前市大字撫牛子四丁目4番地14

青森県石油商業組合中弘南支部

執行役員代表 三浦勝正

別記様式（第5条関係）

第 年 号
月 日

青森県石油商業組合中弘南支部
様

弘前市長

燃 料 優 先 供 給 要 請 書

災害時における市有施設等への燃料の優先供給に関する協定第5条の規定に基づき、以下の燃料の優先供給を要請します。

種類・数量	種類	数量
	ガソリン	
	軽油	
	灯油	
	重油 (特A・A、B、C)	
	L P ガス	
	その他()	
納入日時	年 月 日 ()	時 分
納入場所		
その他の		

【担当】所属：

職氏名：

連絡先：

[定] 4-28-14 災害時の情報交換に関する協定

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、弘前市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 弘前市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 弘前市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年 2月15日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省 東北地方整備局長 德山 日出男

乙 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 葛西 憲之

〔定〕 4-28-15 災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定

災害時の通信設備復旧等の協力に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北支社青森支店（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに弘前市地域防災計画に基づく災害復旧における、甲と乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、弘前市及びその周辺において地震及び台風・雪害等による災害（以下「災害等」という。）の発生に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。
(災害情報の提供)

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するよう努めるものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、故郷等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するよう努めるものとする。また、甲は必要に応じその情報を市町村防災行政無線等により、影響を受けた地域の住民へ伝達するものとする。

(災害対策本部等への社員の派遣)

第3条 災害等が発生、又は発生のおそれがあり、それに伴い甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に乙の社員（以下「連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

(通信設備の復旧)

第4条 災害等の発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙を含むエヌ・ティ・ティ・ドコモグループ（以下「ドコモグループ」という。）の災害対策組織の連携の下で優先順位を見極めながら行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への通信確保を実施するよう努めるものとする。

2 前項の通信設備の確保にあたり、移動無線車等災害対策機器等の使用については、乙を含むドコモグループの災害対策組織の連携の下での判断によるものとする。

(復旧作業に対する協力)

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、ドコモグループの通信設備復旧作業に支障をきたした場合、又は支障をきたすおそれのある場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

(資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力)

第6条 災害等の発生時において、ドコモグループの通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）の確保にあたっては、甲は乙の要請に對して、その確保に協力するものとする。

(利用の終了連絡及び原状回復義務)

第7条 乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡するとともに、乙の責任において資材置場等を現状に回復するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲が現状に回復する必要がないと認めるときは、乙は資材置場施設を現状に回復することを要しないものとする。

(損害賠償)

第8条 ドコモグループが、甲が確保した資材置場等の利用中にドコモグループの故意又は過失によって当該資材置場等を破損した場合、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他ドコモグループの責に因らない場合は、ドコモグループの損害賠償義務は免責される。

(災害訓練時の協力)

第9条 ドコモグループが災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、甲は乙の協力依頼により、第6条に定める資材置場等の確保に協力するものとする。

2 前項の資材置場等の利用にあたっては、前2条の規定を準用する。

(連絡責任者)

第10条 本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第11条 本協定の履行にあたり疑義を生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の翌日から1年間継続とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年5月24日

甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 葛西憲之

乙 青森県青森市中央3丁目19番1号
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
東北支社青森支店 支店長 吉澤啓介

別紙

(連絡責任者について)

甲乙の連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲：弘前市

市民環境部 防災安全課 防災担当

電話 0172-40-7100

乙：株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東北支社青森支店

正 技術サービス担当課長

電話 017-774-8002

副 法人営業担当課長

電話 017-774-6001

[定] 4-28-16 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定

1 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と一般社団法人青森県解体工事業協会（以下「乙」という。）は、災害時における建築物等の解体撤去に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び弘前市地域防災計画に基づき、弘前市内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、甲及び乙が相互に協力して行う建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去（以下「解体撤去」という。）を迅速かつ的確に実施するため、甲の乙に対する協力の要請及び当該要請に基づき乙が行う解体撤去に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 「建築物等」とは、住宅、業務の用に供する建築物及び工作物、公共施設、橋梁、鉄道・道路施設その他の全ての建築物及び工作物等をいう。
- (3) 「解体撤去」とは、建築物等構造物の全部又は一部を解体し、その場所から取り除くことをいう。
- (4) 「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失等した建築物等の解体撤去に伴って発生する木くず、金属くず、コンクリート塊等及びこれらの混合物をいう。

（解体撤去の内容）

第3条 解体撤去の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 応急活動又は復旧活動に支障となる建築物等の解体
- (2) 被害者の救出を目的とした建築物等の解体
- (3) 前2号に掲げる建築物等の解体に伴い発生する災害廃棄物の撤去
- (4) 前3号に掲げる事項の実施に伴う必要な措置

（協力要請）

第4条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、書面により、乙に対し、解体撤去の協力を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

（解体撤去の実施）

第5条 乙は、甲から解体撤去の要請を受けたときは、特別の事情がない限り、当該要請に応じるものとする。

2 乙は、解体撤去を実施する際は、甲の指定する現地責任者の指導を受けるものとする。ただし、災害の状況により現地責任者の指導を受けられないときは、この限りでない。

3 甲は、災害廃棄物を他の場所に移動させる場合は、乙に対し、その場所を指定するものとする。ただし、災害の状況により甲が指定することができない場合は、乙は、甲の承諾を得て、災害廃棄物を他の場所に移動させることができる。

4 甲は、乙が解体撤去を円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力をを行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条第1項の規定により解体撤去を実施した場合は、書面により、速やかに甲に対し報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

（経費の負担）

第7条 解体撤去に要する経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費の額は、災害発生直前の標準的な積算基準を基礎にして、甲乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、第4条の協力要請により解体撤去に従事した者について、当該解体撤去の実施に当たり、その者の責めに帰することができない理由により、その者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合に、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令による損害補償の規定の適用がないときは、本人又はその遺族に対し、弘前市消防団員等公務災害補償条例(平成18年弘前市条例第220号)の定めるところにより、その損害を補償する。

2 乙は、会員に対し、労働者災害補償保険法その他関係法令に基づいた、所要の措置を講じさせるものとする。

(防災訓練等)

第9条 甲及び乙は、解体撤去が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日からその協力を発するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年7月3日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西憲之

乙 青森市大字大野字若宮33番地16
一般社団法人 青森県解体工事業協会
会長 大矢進

2 災害時における建築物等の解体撤去に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における建築物等の解体撤去に関する協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この実施細目における用語の定義は、協定で使用する用語の例によるものとする。

(要請)

第3条 協定第4条に規定する書面は、解体撤去協力要請書（様式第1号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 解体撤去を必要とする場所
- (3) 解体撤去の内容
- (4) 解体撤去の期間
- (5) その他解体撤去の実施に当たり必要な事項

(解体撤去実施者)

第4条 協定第5条第1項の規定に基づき解体撤去を実施する者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 建築物等の解体を実施する者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けているものであること。
- (2) 災害廃棄物の運搬を実施する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定による許可を受けているものであること。

(報告)

第5条 協定第6条に規定する書面は、解体撤去実施報告書（様式第2号）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 解体撤去の実施場所、実施期間、従事人員、従事車両の種類及び数並びに実施に要した資機材の種類及び数
- (2) 解体撤去の実施内容
- (3) 解体撤去に従事した乙の会員名
- (4) その他必要な事項

(経費の支払)

第6条 協定第7条第1項に規定する経費は、甲が乙の会員と解体撤去について締結した契約に基づき、当該会員に支払うものとし、支払いに係る手続きは、弘前市会計規則（平成18年規則第46号）その他関係法令によるものとする。

(連絡責任者)

第7条 解体撤去に関する事項の連絡を円滑に行うため、甲においては防災安全課長を、乙においては津軽支部長を、それぞれ連絡責任者とする。

(実施日)

第8条 この実施細目は、協定締結の日から実施する。

平成24年7月3日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市長 葛西憲之

乙 青森市大字大野字若宮33番地16
一般社団法人青森県解体工事業協会
会長 大矢進

年　月　日

解体撤去協力要請書

一般社団法人青森県解体工事業協会
会長様

弘前市長

「災害時における建築物等の解体撤去に関する協定」第4条の規定に基づき、下記のとおり解体撤去の協力を要請します。

記

1 災害の状況						
2 解体撤去を必要とする場所						
3 解体撤去の内容						
4 解体撤去の期間	年	月	日から	年	月	日まで
5 その他						
6 連絡責任者						
7 連絡先	電話番号： ファックス番号：					
				整理番号		

年　月　日

解体撤去実施報告書

弘前市長殿

一般社団法人青森県解体工事業協会
会長

「災害時における建築物等の解体撤去に関する協定」第6条の規定に基づき、下記のとおり解体撤去を実施しましたので報告します。

記

1 解体撤去を実施した場所						
2 解体撤去の期間	年	月	日から	年	月	日まで
3 解体撤去に従事した人員、車両、資機材等						
4 解体撤去の実施内容						
5 解体に従事した会員名						
6 その他						
7 連絡責任者						
8 連絡先	電話番号： ファクス番号：					
				整理番号		

[定] 4-28-17 災害時における食料供給に関する協定

災害時における食料供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と弘前仕出し商組合（以下「乙」という。）との間で、地震、風水害その他の災害（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合における必要な食料の調達及び供給（以下「供給等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、食料の供給等の必要が生じたときは、乙に対して、その保有する食料の供給等を要請することができる。

(1) 弘前市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 弘前市外の災害等について、青森県又は他の市町村から食料の供給等のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

2 要請の方法は、甲から乙に対して次の各号に掲げる事項を記載した食料の供給等に関する要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害等の状況

(2) 要請事由

(3) 供給の内容（品名・数量）

(4) 引渡日時及び場所

(5) その他必要事項

（実 施）

第2条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、速やかに、原材料、設備機器及び労務を提供し、食料の供給等を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により食料の供給等を実施した場合は、甲に対し、食料の供給等に関する報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（運搬、引渡し）

第3条 食料の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの食料の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 食料の引渡しの際は、引渡場所に甲の職員を派遣し、数量等を確認のうえ、受け取るものとする。

3 甲は前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（車両の通行）

第4条 甲は、乙が食料を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が供給した食料の対価及び引渡場所までの運搬に係る費用実費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

2 受け取った食料の代金及び運搬に係る費用は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する地方公共団体から乙の指定口座への振込みにより支払うものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者をあらかじめ定め、それぞれに報告しておくものとする。また、連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 連絡責任者は、甲においては介護保険課長、乙にあっては、事務局長とする。

（災害補償）

第7条 甲は、この協定に規定する業務に従事した甲の指定する者又は乙の雇用する者について、

その者の責に帰することができない理由により死亡し、又はその他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところにより、その損害を補償する。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第9条 この協定の実施に必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年11月9日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 葛西憲之

乙 弘前市大字和徳町142番地
弘前仕出し商組合
組合長 小林忠則

様式第1号（第1条第1項関係）

年　月　日

弘前仕出し商組合
組合長 様

弘前市長

食料の供給等に関する要請書

災害時における食料供給に関する協定第1条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害等の状況及び要請事由

2 要請する食料等

要請品名	数量	引渡日時	引渡場所

3 その他

担当者職氏名
連絡先

様式第2号（第2条第2項関係）

年　月　日

弘前市長様

弘前仕出し商組合
組合長

食料の供給等に関する報告書

下記のとおり要請食料を供給しましたので、災害時における食料供給に関する協定第2条第2項に基づき、報告します。

記

1 報告事項

- (1) 引渡日時及び場所
- (2) 引渡品名及び数量
- (3) 立会い確認者職氏名

2 その他

[定] 4-28-18 災害時における飲料品の供給に関する協定

災害時における飲料品の供給に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）とダイドードリンコ株式会社東北第二営業部（以下「乙」という。）及び株式会社菊池商店（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結するものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、弘前市内で地震、風水害その他大規模災害等（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合における必要な飲料品の供給に関して必要な事項を定めるものとする。

（要請事項）

第2条 甲は、災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合において、必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙及び丙に対して協力を要請することができる。

- (1) 乙及び丙の事業所その他関係する事業所に保有する飲料品の供給
- (2) その他災害時における応急対策に必要と認められる事項

（要請）

第3条 前条の規定による要請は、甲から乙又は丙に対して次の各号に掲げる事項を記載した飲料品供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害等の状況
- (2) 要請事由
- (3) 供給の内容（品名・数量）
- (4) 引渡し日時及び場所
- (5) その他必要事項

（実施）

第4条 前項の規定により、甲から要請を受けた場合、乙又は丙は可能な範囲内においてこれに協力するもとする。

2 乙又は丙は、前項の規定により飲料品の供給を実施した場合は、甲に対して飲料品の供給に関する報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（運搬・引渡し）

第5条 飲料品の引渡し日時及び場所については、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡し場所までの運搬は原則として乙又は丙が行うものとする。ただし、乙又は丙による運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

- 2 乙と丙は、甲からの要請に対しての、運搬及び供給に係る手順等についてあらかじめ調整しておくものとする。
- 3 飲料品の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員を派遣し、数量等を確認のうえ受け取るものとする。
- 4 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

（車両の通行）

第6条 甲は、乙又は丙が飲料品を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙又は丙が供給した飲料品の対価及び引渡し場所までの運搬に係る実費経費は、甲が負担するものとする。なお、経費の算出方法については、災害等発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲乙丙協議して決定するものとする。

2 受け取った飲料品の代金及び運搬の経費は、乙又は丙からの請求後、速やかに乙又は丙の指定口座への振り込みにより支払うものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲、乙及び丙は、連絡調整及び指示を行う連絡責任者、連絡体制・方法等を協議のうえ、

あらかじめ定め、それぞれに報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 連絡責任者は、甲においては市民環境部防災安全課長、乙にあっては、東北第二営業部開発担当参事、丙にあっては株式会社菊池商店営業課長とする。

(災害補償)

第9条 甲は、この協定に規定する業務に従事した甲の指定する者又は乙及び丙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡又はその他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例（平成18年弘前市条例第220号）の定めるところにより、その損害を補償する。

(調査票等の提出)

第10条 乙及び丙は、この協定の締結後、毎年4月1日現在の緊急連絡先及び飲料品の保有数量等について、調査票（様式第3号）及び災害時飲料品提供可能数量票（様式第3号の2）を甲に対して提出するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲、乙及び丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙丙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成24年1月25日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 葛西 憲之

乙 青森市大字第二間屋町二丁目7番19号
ダイドードリンコ株式会社
東北第二営業部
営業部長 野口 光春

丙 弘前市大字新里字東里見113番地1
株式会社菊池商店
代表取締役社長 樽澤 憲雄

飲料品供給要請書

様

弘前市長

災害時における飲料品の供給に関する協定第3条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請事由

2 要請する飲料品

要請品名	数量	引渡日時	引渡場所

3 その他

【担当者】
部署名：
担当者職氏名：
連絡先：

様式第2号（第4条第2項関係）

年　月　日

弘前市長様

（ダイドードリンコ株式会社・株式会社菊池商店）

飲料品の供給に関する報告書

下記のとおり要請飲料品を供給しましたので、災害時における飲料品の供給に関する協定第4条第2項に基づき、報告します。

記

1 報告事項

- (1) 引渡日時及び場所
- (2) 引渡品名及び数量
- (3) 立会い確認者職氏名

2 その他

年　月　日

調査票

■基本事項

商号又は名称			
住 所			
代表者氏名		FAX番号	
電話番号		E-mail	

■緊急連絡先

氏 名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	
氏 名		役 職	
昼間連絡先		夜間・休日連絡先	

■事業所（活動拠点の所在地）

事 業 所 名			
所 在 地			
位 置 図			

災害時飲料品提供可能数量票

■ 事業所名

■ 品目／数量等 年 月 日現在

品 名	種 類	規 格		提供可能数量 (本)
		パッケージ	1箱あたり本数	
合 計				

[定] 4-28-19 福祉避難所の確保に関する協定

福祉避難所の確保に関する協定書

弘前市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（事業所名）（以下「乙」という。）は、弘前市内で災害が発生した場合において、甲の指定避難所での生活に支障があると認められる者（以下「要援護者」という。）を受け入れるための避難所（以下「福祉避難所」という。）の確保等について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、要援護者を福祉避難所に受け入れる場合の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第2条 甲が、福祉避難所に指定できる乙の施設は次のとおりとする。

施設名	所在地	受け入れ数

（要援護者の受入等）

第3条 甲は、要援護者の受け入れの必要があると認めるときは、乙に対し、福祉避難所への当該要援護者の受け入れを要請するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、当該要援護者の受け入れの可否を速やかに判断し、受け入れが可能な場合は、その旨を甲に連絡するものとする。

3 乙は、前項の判断をするにあたり、当該要援護者を介助する者（以下「介助者」という。）と一緒に避難させることの必要性について甲と協議するものとする。

4 乙は、要援護者の受け入れにあたり、当該要援護者の移送について、可能な範囲で甲に協力するように努めるものとする。

5 乙は、第1項の要請がない場合において、避難してきた者（以下この項において「避難者」という。）を乙の判断により第2条に掲げる施設に受け入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。この場合において、甲は、当該避難者が指定避難所で生活することに支障があると認めるときは、当該避難者は第1項の要請により受け入れられたものとみなす。

（受け入れ期間）

第4条 前条第1項の要請に基づく要援護者の受け入れ期間は、受け入れの日から起算して7日以内とする。ただし、甲が必要と認める場合は、7日以内で延長することができるものとし、更に受け入れ期間の延長が必要と認められる場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（物資の提供等）

第5条 乙は、受け入れた要援護者及びその介助者に対し、必要な食品、被服、寝具、その他の生活必需品を提供するとともに、要援護者に対し、日常生活上の支援並びに当該要援護者が必要とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、乙に対し、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者の受け入れに伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第9条 乙はこの協定による事務を処理するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後ににおいても同様とする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができるものとする。

- (1) 受け入れた要援護者に対する乙の対応がはなはだしく不誠実と認められ、又は、乙がこの協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (2) 乙が福祉避難所を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1カ月前までに甲又は乙が更新しない旨の意思表示を行わない場合は、有効期間はさらに1年更新されるものとし、その後もまた同様とする。

- 2 甲又は乙は、前項の意思表示を行うときは、文書により通知するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

弘前市大字上白銀町1-1

(甲) 弘前市長 葛西憲之

所在地

(乙) 事業所名

代表者名

[定] 4-28-20 災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定

災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）と一般社団法人青森県エルピーガス協会（以下「乙」という。）は、災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、弘前市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する災害応急対策業務に必要な液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達について、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達の必要があると認めたときは、乙に対して、その調達についての協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

3 石油備蓄法第33条第3項の規定により、経済産業大臣の勧告が出された場合は、予め指定された中核充填所を中心に対応するものとする。

（手続）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、次の事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話等により乙に対して要請することとし、後日、文書を乙に対して提出するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 液化石油ガス及び応急対策用資機材品名およびその数量
- (3) 調達を必要とする日時及び場所
- (4) その他必要な事項

2 乙又は乙に加盟する会員は、甲の要請を受け、液化石油ガス及び応急対策用資機材を調達した場合、液化石油ガスの保安に関し最大限留意する。

3 乙又は乙に加盟する会員は、事前に液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送に係る緊急通行車両の事前届出書を県公安委員会に提出し、緊急通行車両確認証明書を取得しておくものとする。

（費用負担）

第4条 乙又は乙に加盟する会員が第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料及び駐車場使用料等を含む。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における甲と液化石油ガス販売事業者が交わした単価契約の価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

ただし、単価契約を締結していない液化石油ガス及び応急対策用資機材については、災害発生直前における県内の市場価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

（報告）

第5条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達を実施した場合は、乙が取りまとめの上速やかに甲に対して次の事項を報告するものとする。

- (1) 調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名および数量
- (2) 調達を実施した日時及び場所
- (3) その他必要な事項

（事故報告）

第6条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送中に事故が発生したときは、速やかに甲に対してその状況を報告しなければならない。

（情報収集 報告及び周知）

- 第7条 甲は、災害に関する被害状況等を収集し、第2条に規定する液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に必要な情報を可能な限り乙へ提供する。
- 2 乙は、甲が必要と認める情報収集及び周知に可能な限り協力する。
- 3 甲は、この協定に基づく調達の要請が円滑に行われるために必要があると認めた時は、乙に対して、乙又は乙に加盟する会員等が保有する液化石油ガス及び応急対策用資機材の数量等の状況について報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、弘前市防災安全課、乙においては、一般社団法人青森県エルピーガス協会事務局とする。

(災害補償)

第9条 甲は、この協定に規定する業務に従事した甲の指定する者又は乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により死亡又はその他の事故が生じたときは、弘前市消防団員等公務災害補償条例(平成18年弘前市条例第220号)の定めるところにより、その損害を補償する。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた場合においては、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月26日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 葛西憲之

乙 青森市本町二丁目4番10号
一般社団法人青森県エルピーガス協会
会長 黒澤吉典

別 紙（第2条関係）

中 核 充 填 所

No.	地 区	事 業 所 名
①	東 青	ENEOS グローブエナジー㈱青森東充填所 青森市大字野内字浦島 84-1 【対象市町村】 青森市〔浪岡除く〕、外ヶ浜町、平内町、今別町、蓬田村
②	中弘南	日通商事㈱青森支店浪岡充填所 青森市浪岡大字女鹿沢字西花岡 12-17 【対象市町村】 青森市浪岡、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、 田舎館村、西目屋村
③	三 八	カメイ物流サービス㈱八戸ガスター・ミナル 八戸市豊洲 2-38 【対象市町村】 八戸市、階上町、南部町、五戸町、三戸町、田子町 新郷村
④	西北五	東北アストモスガス㈱青森充填所 青森市浪岡大字大釧迦字前田 76-1 【対象市町村】 五所川原市、つがる市、中泊町、鶴田町、板柳町、深浦町、鰯ヶ沢町
⑤	上十三	伊藤忠エネクスホームライフ東北㈱ 上北郡おいらせ町青葉五丁目 50-1727 【対象市町村】 十和田市、三沢市、野辺地町、東北町、六戸町、七戸町、おいらせ町
⑥	下 北	(有)下北ガス むつ市南赤川町 10-27 【対象市町村】 むつ市、大間町、横浜町、 東通村、六ヶ所村、風間浦村、佐井村

様式（第3条関係）

液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する要請書

平成 年 月 日

一般社団法人青森県エルピーガス協会

弘前市長

「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び要請理由

2 調達を要請する液化石油ガス及び応急対策用資機材

実施日時	実施場所	要請品名	数量
月 日 時頃			

3 その他

様式（第5条関係）

液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する報告書

平成 年 月 日

弘前市長殿

一般社団法人青森県エルピーガス協会

下記のとおり要請を受けた液化石油ガスを供給しましたので、「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」第5条に基づき、報告します。

記

1 報告事項

(1) 調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名及び数量

(2) 調達を実施した日時及び場所

(3) 立会い確認者名

2 その他

〔定〕 4-28-21 災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定

災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）、サントリービバレッジサービス株式会社東北営業本部弘前支店（以下「乙」という。）及び弘前市職員労働組合連合会（以下「丙」という。）は、災害時における災害救援ベンダーの使用について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における災害救援ベンダーの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 災害救援ベンダーとは、災害時に被災住民に飲料製品を無償で提供する自動販売機で、停電時においても飲料製品の取り出しが可能なものをいう。

2 災害救援専用キーとは、飲料製品の無償提供のために災害救援ベンダーを操作する器具をいう。

（災害救援ベンダーの位置）

第3条 災害用救援ベンダーの位置は次の場所とし、その手続き等については、第5条に規定する自動販売機フルサービス協定書による。

- (1) 所在地 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
- (2) 設置場所 弘前市役所 1階
- (3) 台数 1台

（災害救援ベンダーの使用）

第4条 市内に震度5以上の中規模地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがあり、甲に災害対策警戒本部又は災害対策本部が設置され、かつ甲の責任者により飲料提供が必要と判断された場合は、甲は乙より貸与された災害救援専用キーを使用し、災害救援ベンダーを使用できる。

2 乙が無償で提供する飲料製品は、災害救援ベンダー使用開始時点での機内在庫のみとする。
3 災害救援専用キーは、乙が甲へ2個貸与し、甲の責任において厳重に管理するものとする。

【専用キー管理先】

青森県弘前市大字上白銀町1番地1 弘前市 経営戦略部 防災安全課

（設置及び管理）

第5条 災害救援ベンダーの設置及び管理については、乙と丙が別に締結する自動販売機フルサービス協定書によるものとする。

（期間）

第6条 本協定の期間は、協定締結の日から効力を有し、甲、乙又は丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

2 甲が丙に対して行う、行政財産の使用に係る許可がなされなかった場合は、本協定の協力を失うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年4月21日

- 甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 葛西憲之
- 乙 青森県平川市松崎西田41番15
サントリービバレッジ株式会社東北営業本部
弘前支店長 中屋敷圭祐
- 丙 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市職員労働組合連合会
中央執行委員長 柴田弘毅

〔定〕 4-28-22 災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定

災害時における災害救援ベンダー使用に関する協定

弘前市（以下「甲」という。）、みちのくキヤンティーン株式会社弘前営業所（以下「乙」という。）及び弘前市職員労働組合連合会（以下「丙」という。）は、災害時における災害救援ベンダーの使用について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における災害救援ベンダーの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 災害救援ベンダーとは、災害時に被災住民に飲料製品を無償で提供する自動販売機で、停電時においても飲料製品の取り出しが可能なものをいう。

2 災害救援専用キーとは、飲料製品の無償提供のために災害救援ベンダーを操作する器具をいう。

（災害救援ベンダーの位置）

第3条 災害用救援ベンダーの位置は次の場所とし、その手続き等については、第5条に規定する自動販売機フルサービス協定書による。

- (1) 所在地 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
- (2) 設置場所 弘前市役所 1階
- (3) 台数 1台

（災害救援ベンダーの使用）

第4条 市内に震度5以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがあり、甲に災害対策警戒本部又は災害対策本部が設置され、かつ甲の責任者により飲料提供が必要と判断された場合は、甲は乙より貸与された災害救援専用キーを使用し、災害救援ベンダーを使用できる。

2 乙が無償で提供する飲料製品は、災害救援ベンダー使用開始時点での機内在庫のみとする。
3 災害救援専用キーは、乙が甲へ2個貸与し、甲の責任において厳重に管理するものとする。

【専用キー管理先】

青森県弘前市大字上白銀町1番地1 弘前市 経営戦略部 防災安全課

（設置及び管理）

第5条 災害救援ベンダーの設置及び管理については、乙と丙が別に締結する自動販売機フルサービス協定書によるものとする。

（期間）

第6条 本協定の期間は、協定締結の日から効力を有し、甲、乙又は丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

2 甲が丙に対して行う、行政財産の使用に係る許可がなされなかつた場合は、本協定の協力を失うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の実施に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年4月21日

甲 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市長 葛西憲之

乙 青森県南津軽郡田舎館村大字川部字上船橋50番地2
みちのくキヤンティーン株式会社
弘前営業所長 鳴海透

丙 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
弘前市職員労働組合連合会
中央執行委員長 柴田弘毅